

千葉県海面漁業調整規則新旧対照表

(新)

(旧)

(漁業の許可)

(漁業の許可)

第七条

第七条

次の各号に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、第一号から第十二号までに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第五号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十六号から第十八号までに規定する漁業にあつては、法第八条第一項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

次の各号に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、第一号から第十二号までに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第五号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十六号から第十八号までに規定する漁業にあつては、法第八条第一項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

一〜五 (略)

一〜五 (略)

六 さし網(流しさし網(かじぎ、かつお、まぐろ、さめ、いわし、ぶり、さば又はめぬけを目的とするものに限る。)、まきさし網、狩さし網及び重ね式さし網に限る。以下「さし網漁業」という。)

六 さし網(流しさし網(いわし、ぶり、さば、又はめぬけを目的とするものに限る。)、まきさし網、狩さし網及び重ね式さし網に限る。以下「さし網漁業」という。)

七〜十八 (略)

七〜十八 (略)

(新)

(漁具の制限)

第四十条 (略)

2 前項の表中「東京内湾」とは、富津市富津岬突端、第一海堡中心点、第二海堡中心点、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十四分十三秒の点及び神奈川県横須賀市鴨居観音埼突端を順次結んだ線以北の海域をいう(以下同じ)。

(漁船の総トン数及び馬力数の制限)

第四十七条 次の表の上欄に掲げる漁業は、同表の中欄に掲げる区域において、それぞれ同表の下欄に掲げる総トン数又は馬力数を超える漁船

を使用してはならない。

漁業種類	区域	総トン数又は馬力数	
		総トン数	機関の馬力数
手繰第三種漁業	東京湾を除く海域	一〇トン	
その他の小型機船及びき網漁業のうち板びき網漁業	小型機船及びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件(昭和三十八年農林省告示第五百一号)の三に規定する海域	一〇トン	四五〇キロワット

2 前項の表中「東京湾」とは、館山市洲崎灯台中心点と神奈川県城ヶ島灯台中心点を結んだ線以北の海域をいう。

(旧)

(漁具の制限)

第四十条 (略)

2 前項の表中「東京内湾」とは、富津市富津岬突端、第一海堡中心点、第二海堡中心点、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十四分十三秒の点及び神奈川県横須賀市鴨居観音埼突端を順次結んだ線以北の海域をいう。以下同じ。

(漁船の総トン数及び馬力数の制限)

第四十七条 次の表の上欄に掲げる漁業は、同表の中欄に掲げる区域において、それぞれ同表の下欄に掲げる総トン数又は馬力数を超える漁船

を使用してはならない。

漁業種類	区域	総トン数又は馬力数	
		総トン数	機関の馬力数
手繰第三種漁業	東京湾を除く海域	一〇トン	
その他の小型機船及びき網漁業のうち板びき網漁業	昭和三十八年四月十九日付農林省告示第五百一号の三に規定する海域	一〇トン	四五〇キロワット

2 前項の表中「東京湾」とは、館山市洲の崎灯台中心点と神奈川県城ヶ島灯台中心点を結んだ線以北の海域をいう。

(新)

(漁具の標識)

第五十八条

次の各号に掲げる漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者は、その操業中、幹なわ又は網の両端に水面上一・五メートル以上の高さのボンデンを付け、幹なわ又は網の中間に別に定めるところにより、浮標を付けなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデン電灯その他の照明を掲げなければならない。

一 (略)

二 流しさし網漁業(かじき、かつお、まぐろ、さめ、いわし、ぶり、さば又はめぬけを目的とするものに限る。)

三〜四 (略)

2 (略)

(旧)

(漁具の標識)

第五十八条

次の各号に掲げる漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者は、その操業中、幹なわ又は網の両端に水面上一・五メートル以上の高さのボンデンを付け、幹なわ又は網の中間に別に定めるところにより、浮標を付けなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデン電灯その他の照明を掲げなければならない。

一 (略)

二 流しさし網漁業(いわし、ぶり、さば、又はめぬけを目的とするものに限る。)

三〜四 (略)

2 (略)

第5号様式

許可番号 号			
〇 〇 漁 業 許 可 証			
住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
1	漁業種類		
2	操業区域		
3	操業期間	月 日から	
		月 日まで	
4	船舶		
	(1) 船名		
	(2) 漁船登録番号		
	(3) 総トン数		
	(4) 推進機関の種類及び馬力数		
5	許可の有効期間	年 月 日から	
		年 月 日まで	
6	制限又は条件		
年 月 日			
千葉県知事			印

(新)

第5号様式

1.5センチメートル

許可番号 号			
〇 〇 漁 業 許 可 証			
住所 氏名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）			
1	漁業種類		
2	操業区域		
3	操業期間	月 日から	
		月 日まで	
4	船舶		
	(1) 船名		
	(2) 漁船登録番号		
	(3) 総トン数		
	(4) 機関の種類および馬力数		
5	許可の有効期間	年 月 日から	
		年 月 日まで	
6	制限または条件		
年 月 日			
千葉県知事			印

20センチメートル

(旧)